

インターネット政策懇談会(第2回資料)

# 検討にあたっての課題について

2008年4月8日

株式会社インフォシティ

岩浪剛太

# はじめに

## ◆ 発言スタンス

- 自由なイノベーション環境の確立
  - 自由を規制するルールは少ない方がいい
  - 一方、自由な創造環境を担保するためには新しいルールも必要
- 日本の産業の競争力向上

## 現在のビジネスにおける競争力のポイント

### ◆ いかにより多くのユーザの支持を受けられるか

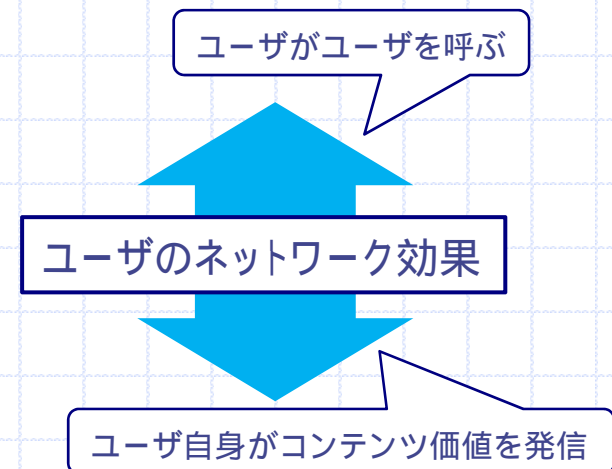
- いち早くサービスを投入してユーザを獲得する
- 高い利便性を実現して多くのユーザを獲得する
- 多くのユーザを獲得したビジネスはさらに強力に

- ユーザ自身に起因する価値はますます増大する傾向

ユーザの利用を抑制しない市場環境

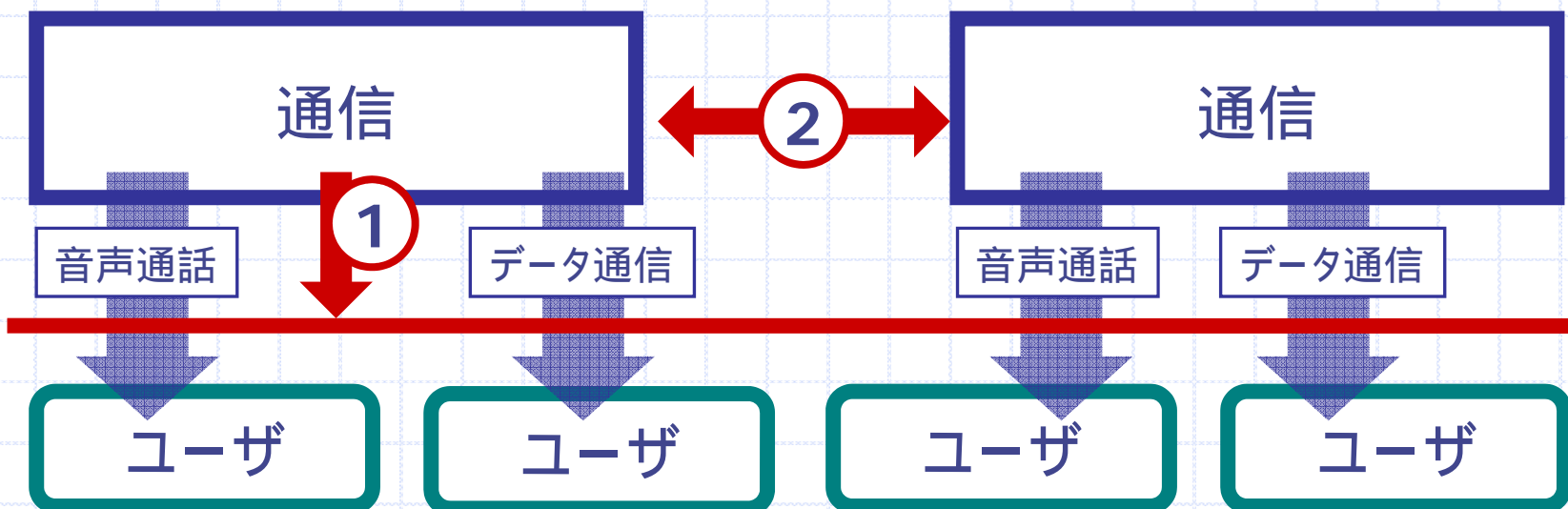
ユーザの利用を促進する市場環境

この確立が重要



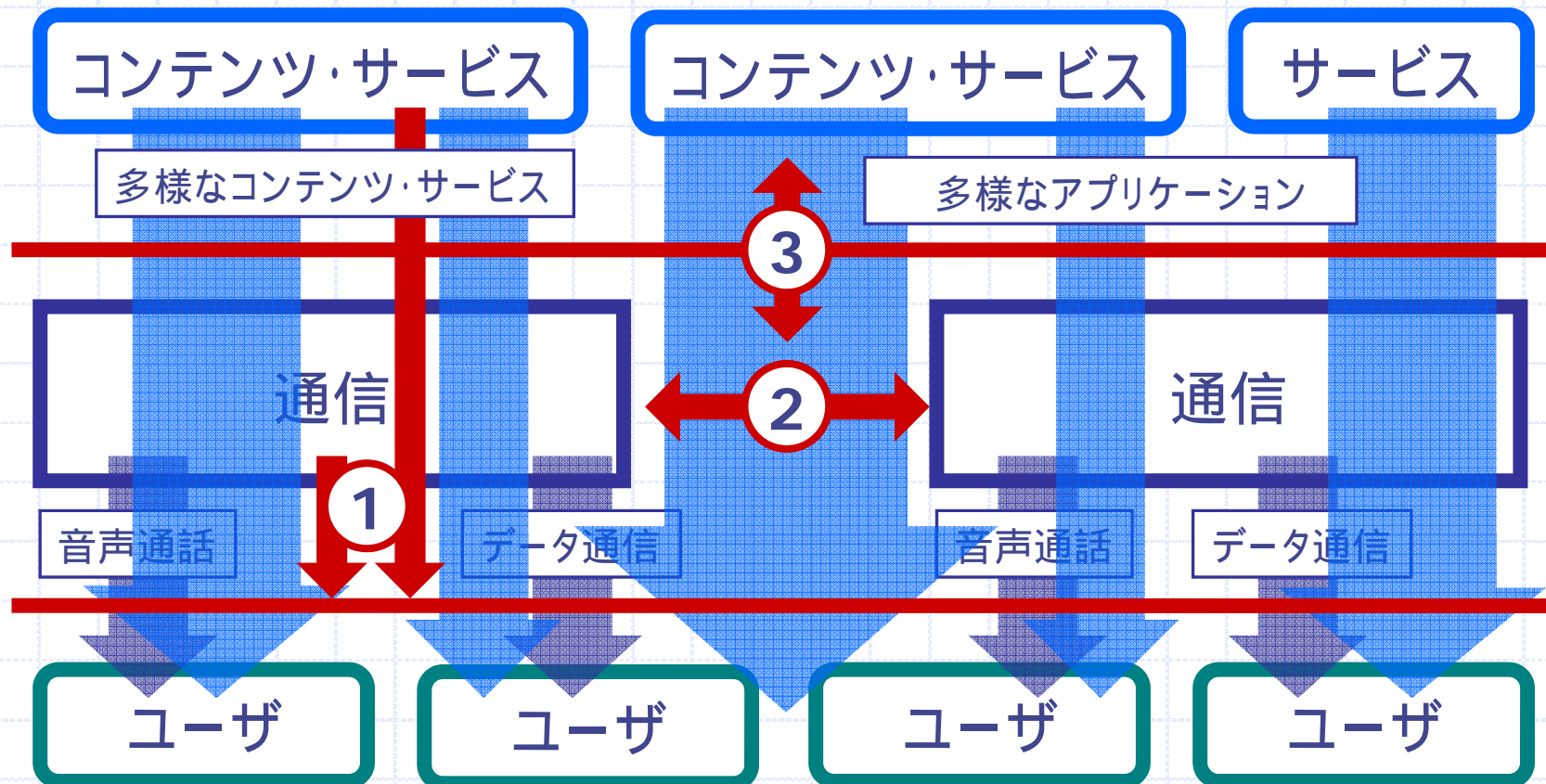
## 通信におけるルール議論の観点(過去)

- ◆ インターネットが普及する以前は下記のようなところが主要な観点
- ◆ やはり第一義的に のユーザへの対応ルールが基本
  - しかし、アプリケーション(サービス)が音声通話やデータ通信などある程度特定可能であり、またユーザもそれらのサービスの一方的利用者
  - 一般の事業者も原則としてはエンドユーザと同様の立場で、通信事業者とビジネスが競合することもない
- ◆ の通信事業者間についてのルール議論が重要課題
  - 特に競争政策的な観点が重要



## 通信におけるルール議論の観点(現在)

- ◆ インターネット時代においては、インターネット上にコンテンツ・サービス事業者が登場したため の部分についても重要な観点となった
- ◆ 一方、 に関しては、改めてユーザに対するルールが求められる  
また、通信事業者だけでなくコンテンツ・サービス事業者も同様 …



# インターネット政策の大原則

- ◆ いずれもユーザを主役と位置づけた対応を政策の大原則としている

## FCC Internet Policy Statement 2005/9/23

- 消費者は、自らの選択により、合法的なインターネット上のコンテンツにアクセスする権利を有する
- 消費者は、法の執行の必要性に従いつつ、自らの選択によってアプリケーションやサービスを楽しむ権利を有する
- 消費者は、ネットワークに損傷を与えない合法的な端末装置を自らの選択によって接続する権利を有する
- 消費者は、ネットワークプロバイダ、アプリケーション&サービスプロバイダ、コンテンツプロバイダ間の競争を楽しむ権利を有する

## ネットワークの中立性に関する懇談会

- 消費者がネットワーク (IP 網) を柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能であること
- 消費者が技術基準に合致した端末をネットワーク (IP 網) に自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行うことが可能であること
- 消費者が通信レイヤー及びプラットフォームレイヤーを適正な価格で公平に利用可能であること

# ユーザ像の変化

主役であるユーザの変化を考慮することが必要

## ◆ かつてのユーザ像

- 一方的な消費者
- デジタルデバイスなどをケアする対象

## ◆ 新しいユーザ像(現在急増中)

高率のインターネット普及人口、広がる利用年齢層

- 自ら情報発信したい、コンテンツ創造もする
  - blog、SNS、小説投稿、動画投稿、音楽投稿、商品レビュー、コンテンツレビューなど
- 常に誰かとコミュニケーションしたい、通話するよりメールする
  - メール、チャット、掲示板、コミュニティなど
- PCも携帯も生活行動の必需品、何でもインターネットで調べる、購入する、暇もつぶす
  - ネット検索、Wiki、EC、音楽ダウンロード、映像視聴、就職・転職サイト、ナビサービスなど
- ネットワークの構成者、コンテンツ流通の構成者
  - P2Pネットワーク、P2Pコンテンツ流通、FONなど
- 自ら広告宣伝や商品販売して稼ぐ
  - アフィリエイト、ドロップ SHIPPING、個人放送局など

ユーザの存在感は  
強まる一方

# 新しいユーザ像を踏まえた議論の必要性

## ◆ ユーザ不在の議論の例(ユーザ情報、ユーザID関連)

すぐにどこにいるかわかって便利

ユーザ保護のため  
良くない情報は事前にストップしろ  
善悪はこちらで決める

利便性実現のためユーザ情報を出して  
ユーザIDをオープン化する

ユーザ保護のため情報は出さない  
ユーザIDはこちらが出したものだ  
当然自社サービスには使う

なんかマーケティングとかに使いそう

個人情報の統一的管理はダメ  
そういうシステム自体認めない

匿名性が良くない

全てがユーザそっちのけの議論

ユーザは自らが選択する自由を必要としている

# ユーザ主導時代への流れが加速(事例)

## ◆ インターネット上のユニバーサルIDシステムが成立か?

もはや巨大企業でも  
ユーザを囲い込めない

- Microsoft, Yahoo, Google, IBM, VeriSignが Open ID Foundationに加盟 (2008/2/7)
  - OpenID ファウンデーション・ジャパン(仮称)の設立、ヤフー/ミクシィも参加 (2008/2/28)

## ◆ Open IDの概要

- 複数のWebサイトが利用可能な『認証システム』及び『そのシステムで利用可能なID』
  - 異なるサービス間でIDを相互に利用できるようにする仕組み
    - 認証: URLの所有者であることを証明する(身元確認) / ユーザのアイデンティティを URL によって識別
  - 世界中のOpenID対応サイトで共通して利用できるURL形式のID
    - 複数のOpenIDシステム対応サイトを1つのOpenIDで利用可能
- 標準化
  - ユーザに関するアイデンティティ・サービスを提供する規格(オープンな標準技術)
    - 提供する主なサービスは、認証(Authentication)と属性交換(Attribute Exchange)
    - Ver.2.0が公開され、新たに採用するサイトが増加
    - OpenID Authentication 2.0、OpenID Attribute Exchange 1. (2007/12/5)

- 参考
- ▶ Passport : Microsoft社がインターネット上で提供しているシングルサインオンサービス
  - ▶ Liberty Alliance : ID管理 / 認証技術の標準化を目指す業界団体(会員企業・団体は世界で160以上)
    - 複数のWebサービスにシングルサインオンできるユーザ認証技術「Liberty Identity Web Services Framework (ID - WSF)」の仕様を公開
  - ▶ Card Space : 様々なID の処理と管理を行う標準ベースのソリューションを提供するWindowsの新機能
  - ▶ Concordia Project : 認証技術(SAMLやID - WSF / OpenID / Card Space)の相互運用を目指すプロジェクト



ユーザ自身のデータは  
ユーザへ帰属

## ◆ Open ID の特徴

### ■ IDプロバイダ(OP)とサービスプロバイダ(RP)が別々に存在するモデル

(ユーザが実際に利用するサービスプロバイダとは独立した形で、IDプロバイダが存在)

#### ● OP: OpenID Provider

- どのOPを信頼し、どのサービスを信頼するかはユーザが選択
- 利用者とOPの間の認証方式はOPが自由に選択
- RPに、ユーザ自身の様々な情報をどのレベルまで渡すかはOPがコントロール
- 使用する情報はユーザの選択による(見せたい情報を登録する)

▶ OpenID.ne.jp (アセントネットワークス / 2007.2 ~)

▶ Livedoor Auth (ライブドア / 2007.5 ~)

▶ はてな はてな / 2007.11 ~)

▶ Yahoo Japan ヤフー / 2008.1 ~)

▶ JugemKey paperboy&co / 2008.2 ~)

#### ● RP: Relying Party

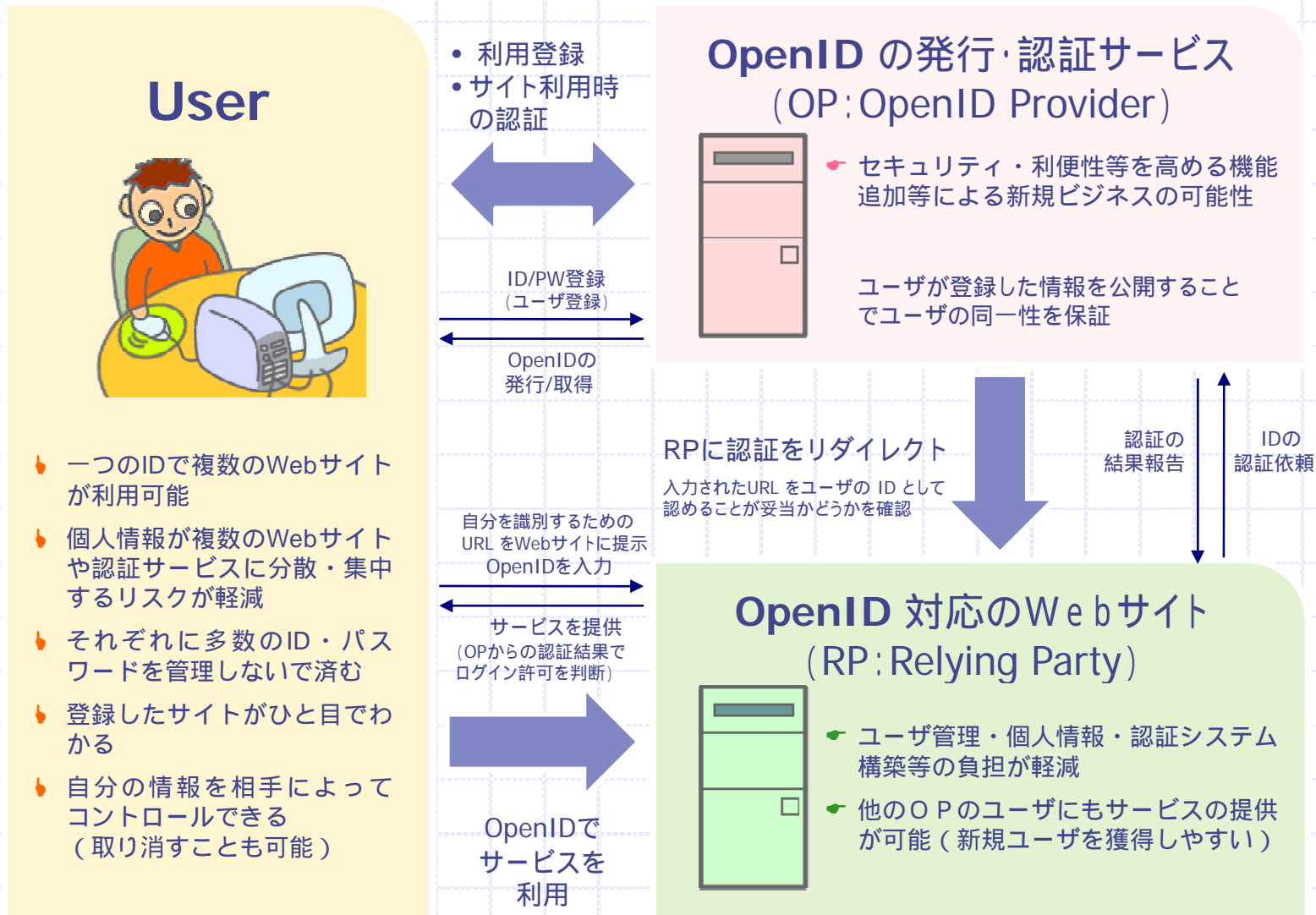
- どのOPを選択するかはRPの自由
- ユーザ管理の負荷が軽減
  - ◆ サービスの素早い立ち上げ・展開が可能
- ユーザへの付加価値提供による新たなビジネスチャンス
  - ◆ 他のサイトで生成されたユーザデータを自らのサービスに利用することができる
  - ◆ 単独サービスでの付加価値を超え、サイト間でのユーザ情報の関連付けから発生する新たな付加価値の提供  
(ユーザの離脱は防止・・・会員数の多さなど(大手)の囲い込みによる優位性は薄れるか・・・)

▶ アバウトミー (ニフティ) ▶ Choix, Haru.fm (アセントネットワークス) ▶ はてなスター (はてな) ▶ Movable Type (シックスアパート)

#### ● User

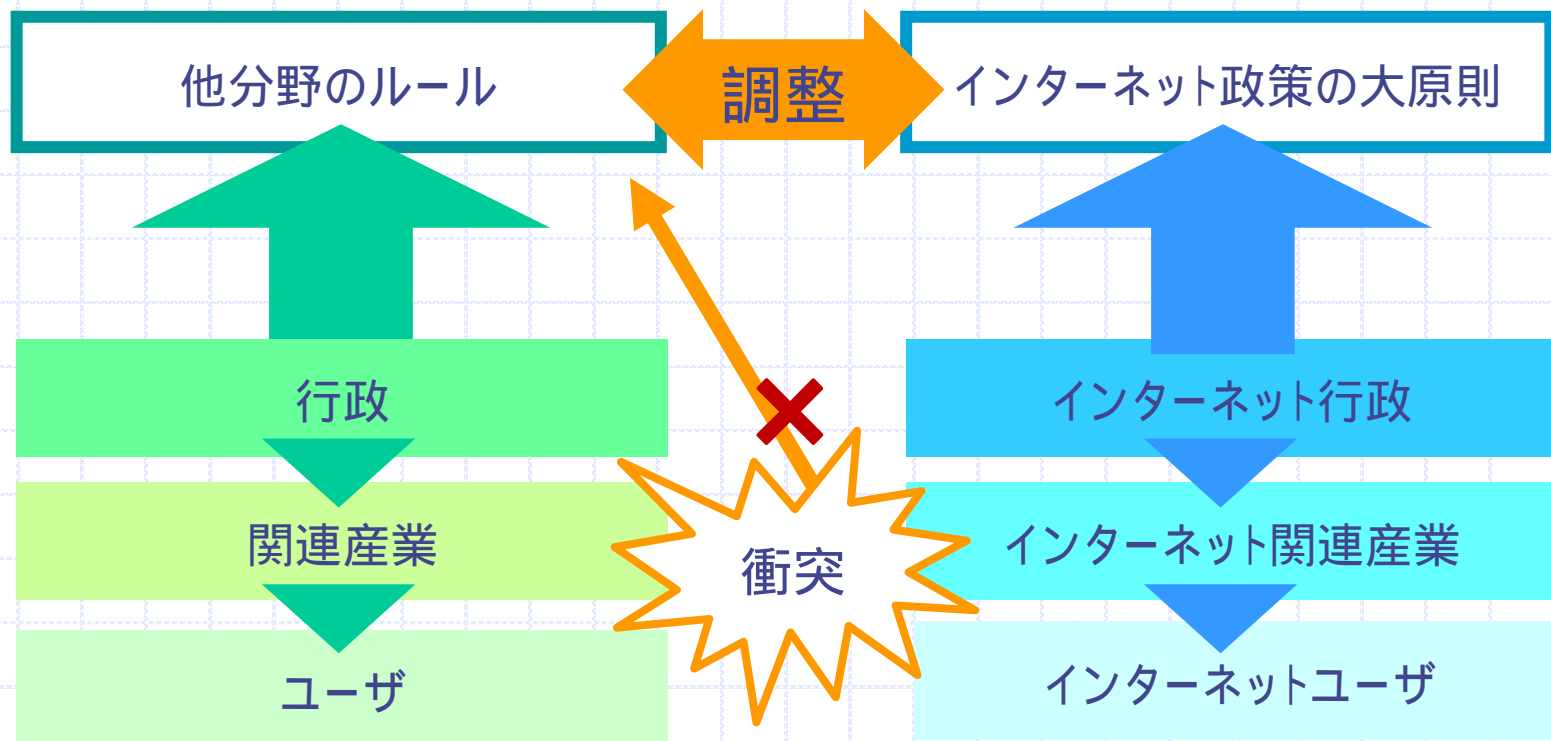
- OpenIDはユーザが中心であり、ユーザ自身がIDを管理することが可能
- 複数のサービスを一つのインターフェイスで利用可能
  - ◆ 自分の興味ある情報だけ等、いいところ取りで利用

## ◆ Open ID の認証・利用の流れ



# 大原則確立の重要性

- ◆ 今後のルール検討、政策の実施にあたって
  - 何ごとも大原則と照合して検討
  - また、インターネットに国境はなく、常に国際的な整合性も考慮すべき
- ◆ 他の分野のルールとの調整
  - 他分野のルールと混乱したときもインターネット政策の大原則を掲げて調整する



## まとめ

ネットワークの高度化

ユーザの変化

アプリケーションの多様化

ネットワークの公正な提供  
安心安全利用の実現

自由なイノベーション環境の実現  
日米(海外)格差の解消

インターネット政策大原則の確立

新しいユーザ像を踏まえたルールの策定

ユーザ利用のさらなる拡大

デジタルネットワークの進展に伴う  
日本の産業・経済の競争力強化、社会・生活の向上

ユーザが自ら選択できる自由の確立